

**山田池公園、深北緑地、錦織公園、石川河川公園、  
住之江公園、浜寺公園、蜻蛉池公園における役割分担**

◎は実施主体。○は協力・サポート対応。

※役割分担については下表を参考とし、詳細は次頁に示す「広域避難場所となる府営公園初動マニュアル」の役割分担表のとおりとする

**平日勤務時間内**

役割（業務）	府	指定管理者
発災直後の公園利用者の安全確保・避難誘導		◎
園内放送等による各種情報提供		◎
「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握	○	◎
園内危険箇所の安全確保・応急措置		◎
必要に応じて防災関連設備を稼働		◎
被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	◎	○
避難状況の把握		◎
市町村との連絡調整	◎	

※ 状況に応じて、順次指定管理者に業務を引き継ぐ

**休日・勤務時間外**

**（発災直後～24時間程度）**

役割（業務）	府	指定管理者
発災直後の公園利用者の安全確保・避難誘導		◎
園内放送等による各種情報提供		◎
「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握	◎	○
園内危険箇所の安全確保	○	◎
避難状況の把握	○	◎
必要に応じて防災関連設備を稼働	◎	○
被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	◎	

※ 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

**（発災後24時間程度～72時間程度）**

役割（業務）	府	指定管理者
園内放送等による各種情報提供（継続）		◎
園内危険箇所の応急措置	○	◎
対応状況、避難状況の土木事務所への報告・連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	◎	○
避難状況の把握		◎
市町村との連絡調整	◎	

**（発災後72時間程度以降）**

役割（業務）	府	指定管理者
園内放送等による各種情報提供（継続）		◎
園内危険箇所の応急措置（継続）		◎
土木事務所への状況報告	○	◎
避難状況の把握		◎

※ 状況に応じて、順次指定管理者に業務を引き継ぐ

2.役割分担

役割分担（イメージ案）					
広域避難地マニュアル（深北緑地）		（勤務時間中）			
※ 市の体制順序・・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確認 ③広域（一時）避難地の状況確認 ※ 各フェーズにおいて、市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。 ※ 市の上記③体制の拠点は、公園管理事務所とする。					
◎ 実施主体      ○ 協力サポート					
■ 発災直後*					
役割（業務）	備考	指定 管理者	大 阪 府 都市整備部 配管課長	大 阪 府 土木事務 所課長	大 東 市 徳梁川市 四條郡市
府民の安全 発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○多数の公園利用者がいることから、園内放送等で「広場への移動、危険な建物から離れること、一時的に公園内に留まるよう」呼びかけを行う。	◎			
↓					
■（発災直後～3時間程度）*					
役割（業務）	備考	指定 管理者	大 阪 府 都市整備部 配管課長	大 阪 府 土木事務 所課長	大 東 市 徳梁川市 四條郡市
府民の安全 発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の（避難）広場へ誘導 ⇒発災後から公園に避難してきた者も含め園内の（避難）広場へ誘導	◎			
ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎		◎	◎
施設の確認 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○		◎	
施設の保全 園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎		○	
必要に応じて防災関連施設を稼働	○自家発電設備は供給電源「断」で自動運転となるが、手動運転の場合、配管職員が実施（勤務時間内は指定管理者）	◎		○	
情報提供 避難状況の確認	○初期段階では府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○		○	◎
園内放送、掲示等による各種情報提供	放送設備または掲示板等で対応。 避難所開設情報提供（市）	◎		○	◎
連絡調整 被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○		◎	
注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬（消毒含む）は医療処置となる。					

■（3時間程度～24時間程度）*			大 阪 府			
役 割（業務）		備 考	指 定 管理官	都庁監理部 総務課長	土木事務 所長	大東市 環境川市 四條橋市
府民の 安全	避難者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の（避難）広場へ誘導	◎	◎	○	◎
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎	◎
施設 の 確認	「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○	◎	◎	
施設 の 保 全	園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎	◎	○	
	支援部隊活動施設の施設利用者等を外部に誘導し、施設閉鎖	○支援部隊活動施設の被害状況を確認すると共に、施設利用者の安全確保並びに施設外部に誘導し、施設の施設閉鎖	◎	◎	○	
	必要に応じて防災関連施設を移動	○避難者数の状況に応じて、配備職員又は土木事務所職員がフリースペースの稼働を判断 ○防災トイレの準備(ふた開け・バージョンの設置)	◎	◎	○	
情報 提供	避難状況の確認	○初期段階では府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○	◎	○	◎
	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開放情報提供(市)	◎	◎	○	◎
避難者 誘導	公園内の避難者を避難所に誘導		○	◎	○	◎
連絡 調整	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎	◎	
注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。 ※ 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(土木事務所職員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。						
■（24時間程度～72時間程度）*			大 阪 府			
役 割（業務）		備 考	指 定 管理官	都庁監理部 総務課長	土木事務 所長	大東市 環境川市 四條橋市
（基 本 統 轄 目 的）	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開放情報提供(市)	◎	◎	○	◎
	園内危険箇所の応急措置		◎	◎	○	
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎	◎
	避難状況の確認		◎	◎	◎	◎
連絡 調整	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎	◎	
注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。 ※ 24時間以降の防災公園(避難地)の潜在者の対応(避難所対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。 なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。						



■(7.2時間以降)※							
役割(業務)		備考					
基本項目 (継続業務)	園内放送、掲示等による各種情報提供	放送設備または掲示板等に対応。 避難所開設情報提供(市)		指 定 管理者	大 阪 府		大東市 寝屋川市 四條畷市
	園内危険箇所の応急措置				堺市	国土事務 所職員	
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。			堺市	◎	
	避難状況の確認				◎	◎	
	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	避難者に関する情報は市にも直接提供する。			◎	◎	
					◎	◎	
注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「素な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投票(消毒含む)は医療処置となる。							
※ 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。							
なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。							

役割分担（イメージ案）					
広域避難地マニュアル（深北緑地）		（勤務時間外）			
※ 市の体制順序・・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確認 ③広域（一時）避難地の状況確認 ※ 各フェーズにおいて、市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。 ※ 市の上記③体制の拠点、公園管理事務所とする。					
◎ 実施主体      ○ 協力サポート					
■ 発災直後※1					
役割（業務）	備考	指定管理者	大阪府 都市整備部 配管職員	大阪市 土木事務 所職員	大阪市 豊川市 四條緑市
府民の安全	発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導 ○勤務時間外においては、発災後、早期に参集した者から業務にあたる。 ○勤務時間中及び休日の昼間は、多数の公園利用者がいることから、園内放送等で「広場への移動、危険な建物から離れること、一時的に公園内に留まるよう」呼びかけを行う。	◎	◎		
※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府（都市整備部配管職員・緊急防災推進員）と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。					
↓					
■（発災直後～3時間程度）※1					
役割（業務）	備考	指定管理者	大阪府 都市整備部 配管職員	大阪市 土木事務 所職員	大阪市 豊川市 四條緑市
府民の安全	発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導 ○園内放送などで園内の（避難）広場へ誘導 →発災後から公園に避難してきた者も含め園内の（避難）広場へ誘導 ケガ人・病人の救護及び救護要請 注1）医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	○		
施設の確認	「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握	○	◎		
施設の安全	園内危険箇所の安全確保 必要に応じて防災関連施設を稼働	◎	○		
情報提供	避難状況の確認 園内放送、掲示等による各種情報提供	○	○	◎	◎
連絡調整	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	○	◎		
注1）医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投票（消毒含む）は医療処置となる。					
※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府（都市整備部配管職員・緊急防災推進員）と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。					

■ (3時間程度～24時間程度) ※1						
役割(業務)	備考	指 定 管理員	大 阪 府		大 阪 市 豊 崎 川 市 四 條 畷 市	
			都 市 整 備 部 配 備 職 員	土 木 事 務 所 所 員		
府民の安全	発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導 ケガ人・病人の救護及び救護要請	○園内放送などで園内の(避難)広場へ誘導 ⇒発災後から公園に避難してきた者も含め園内の(避難)広場へ誘導 注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	○	◎	
施設の確認	「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○	◎		
施設の安全	園内危険箇所の安全確保 支援部隊活動施設の避難者を外部に誘導し、施設閉鎖 必要に応じて防災関連施設を稼働	○閉鎖措置や簡易復旧 ○支援部隊活動施設の被害状況を確認すると共に、避難者の安全確保並びに施設外部に誘導し、施設の施設閉鎖 ○避難者数の状況に応じて、配備職員又は土木事務所職員がフリーイベントの稼働を判断 ○防災トイレの準備(ふた開け・パーテーションの設置)	◎	○		
情報提供	避難状況の確認 園内放送、掲示等による各種情報提供	○初期段階では、府・指定管理者で確認し、市に情報提供 ○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市)	○	○	◎	
避難所への誘導	公園内の避難者を避難所に誘導		○	○	◎	
連絡調整	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	○避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎		
注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「素な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。 ※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員・緊急防災推進員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。						
■ (2.4時間程度～7.2時間程度) ※1、※2						
役割(業務)	備考	指 定 管理員	大 阪 府		大 阪 市 豊 崎 川 市 四 條 畷 市	
			都 市 整 備 部 配 備 職 員	土 木 事 務 所 所 員		
(基本 本 業 目 務)	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等で対応。○避難所開設情報提供(市)	◎		◎	
	園内危険箇所の応急措置		◎	○		
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎	
	避難状況の確認		○	○	◎	
	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	○避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎		
注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「素な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。 ※1 都市整備部配備職員は任務解除後土木事務所職員に業務を引き継ぐものとする。 ※2 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。 なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。						



■ (72時間以降) ※1、※2						
役 割 (業務)		備 考				
基本項目 (継続業務)	国内放送、掲示等による各種情報提供	放送設備または指示板等で対応。 避難所開設情報提供(市)	指 定 管理官	大 阪 府		大 阪 市
	園内危険箇所の応急措置			総務監兼部 配職職員	土木事務 所職員	高島川海 西様邸市
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。				
	避難状況の確認					
	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整(土木事務所経由で地域連絡部へ伝達)	避難者に関する情報は市にも直接提供する。				
			◎		○	◎
			◎		○	
			◎		◎	◎
			○		○	◎
			○		◎	

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投棄(消毒含む)は医療処置となる。

※1 状況に応じて、土木事務所職員は指定管理者に業務を引き継ぐものとする。

※2 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所的対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。

なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。

**大阪府・富田林市・指定管理者の役割分担**

- ※ 富田林市の体制順序・・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確認 ③広域避難場所の状況確認
- ※ 各フェーズにおいて、富田林市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。
- ※ 富田林市の上記③体制の拠点は、公園管理事務所とする。

■（発災直後～24時間程度）

役割（業務）	大阪府 都市整備部配属職員 あるいは土木事務所職員	指定 管理者	富田林市	備 考
発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	◎	◎		発災後、早期に参集した者から業務にあたる。
発災後の公園内の避難者の誘導	◎	◎		発災後、早期に参集した者から業務にあたる。
園内放送等による各種情報提供	○	◎	○	園内放送（H26 設置予定）または掲示板。
「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握	◎	○		
園内危険箇所の安全確保	○	◎		
避難状況の把握	○	○	◎	
必要に応じて防災関連設備を稼働	◎	○		別表参照
公園内の避難者を避難所に誘導	○	○	◎	府は避難者に避難所の場所や状況について情報提供するものとする
ケガ人・病人の救護の要請	◎	◎	◎	注）医療処置に当てはまらない処置のみ可能。
被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整 （土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	◎	○		

注）医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬（消毒含む）は医療処置となる。



■防災関連設備

防災関連設備	大阪府 都市整備部配備職員 <small>あるいは土木事務所職員</small>	指定管理者	富田林市	備考
自家発電設備運転	○	◎		供給電源“断”で自動運転するが、手動運転の場合は配備職員が実施。
燃料供給		◎		
点検補修		◎		
放送設備	○	◎	○	H26 設置予定
自動車	○	◎		運転可能。※公園業務に従事する者対象。
AED (1台)	◎	◎	◎	予備なし。保管管理は指定管理者。避難者の要請による貸出しも可。
災害対応自動販売機 (3台)	◎	○		配給の指示・・・府配備職員 カギを保管及び配給の補助・・・指定管理者
パーティション	○	◎	○	
ふた開け	○	◎	○	
メンテナンス		○	◎	トイレトーパー、便器等清掃、汲み取り
最終の便槽の清掃			◎	
ハリポート (ドクターヘリ) 《北臨時駐車場》 着陸準備	基本的に平日 9:00～17:00 のみの対応。土日祝日は要請が来ないことになっているが、9:00～17:00 に要請があり、 駐車が無い場合は着陸許可を出せる。(指定管理者の判断で断ることも可能)。 着陸に伴う緊急車両の入場のために門を開ける (指定管理者)。			

■（発災後24時間程度～72時間程度）

役割（業務）	大阪府 都市整備部配属職員 あるいは土木事務所職員	指定 管理者	雷田林市	備 考
園内放送等による各種情報提供（継続）	○	◎	◎	園内放送（H26設置予定）または掲示板。
園内危険箇所の応急措置	○	◎		
対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	◎	○		
避難状況の把握	○	○	◎	
公園内の避難者を避難所に誘導	○	○	◎	
ケガ人・病人の救護の要請	◎	◎	◎	注）医療処置に当てはまらぬ処置のみ可能。
雷田林市との連絡調整	◎	○		

注）医療処置に当てはまらぬ処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬（消毒含む）は医療処置となる。

■（発災後72時間以降）

役割（業務）	土木事務所職員	指定 管理者	雷田林市	備 考
園内放送等による各種情報提供（継続）	○	◎	◎	園内放送（H26設置予定）または掲示板。
園内危険箇所の応急措置（継続）	○	◎		
土木事務所への状況報告	○	◎		
避難状況の把握	○	○	◎	
公園内の避難者を避難所に誘導	○	○	◎	
ケガ人・病人の救護の要請	◎	◎	◎	注）医療処置に当てはまらぬ処置のみ可能。
避難場所の清掃			避難住民	市・府・指定管理者でゴミ集積場所等の指導必要。
避難場所が発生する廃棄物の処理			◎	

注）医療処置に当てはまらぬ処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬（消毒含む）は医療処置となる。

※ 都市整備部配属職員は任務解除後、土木事務所職員に業務を引き継ぐものとする。

※ 状況に応じて、土木事務所職員は指定管理者に業務を引き継ぐものとする。

資料9-3 「広域避難場所となる府営公園初動マニュアル」に示す役割分担表（住之江公園）

役割分担

広域避難地マニュアル（住之江公園）【大地震により住之江公園が浸水することが想定される場合は除く】

（勤務時間外）

- ※ 市の体制順序・・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確保 ③広域（一時）避難地の状況確認
- ※ 各フェーズにおいて、市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。
- ※ 市の上記③体制の拠点は、公園管理事務所とする。

◎ 実施主体    ○ 協力サポート

■地震発生直後※1

役割(業務)	備考	実施主体			
		指定管理者	大阪府 都市整備部 公園課	土木事務所 堺区	市
府民の安全 地震発生時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○勤務時間外においては、地震発生後、早期に参集した者から業務にあたる。 ○勤務時間中及び休日の昼間は、多数の公園利用者がいることから、園内放送等で「広域への移動、危険な建物から離れること、一時的に公園内に留まるよう」呼びかけを行う。	◎	◎	◎	◎

※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。



■(地震発生直後～3時間程度)※1

役割(業務)	備考	実施主体			
		指定管理者	大阪府 都市整備部 公園課	土木事務所 堺区	市
府民の安全 地震発生時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の(避難)広場へ誘導 ⇒地震発生後から公園に避難してきた者も含め園内の(避難)広場へ誘導	◎	○	◎	◎
ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎	◎
施設の確認 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○	◎	◎	◎
施設の保全 園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や撤去復旧	◎	○	◎	◎
必要に応じて防災関連施設を稼働	○自家発電設備は供給電源“断”で自動運転となるが、手動運転の場合、配備職員が実施	○	◎	◎	◎
情報提供 避難状況の確認	○初期段階では、府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○	○	◎	◎
園内放送、掲示等による各種情報提供	放送設備または掲示板等で対応。 避難所開設情報提供(市)	◎	○	◎	◎
連絡調整 被害・対応状況、避難状況について報告、連絡調整	府配備職員は土木事務所へ、市から派遣された職員は区役所へ状況を報告。また、報告を受けた土木事務所は地域連絡部へ情報伝達。避難者に関する情報については、地域連絡部より市へ直接情報提供。	○	◎	◎	◎

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「素な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。

※1 地震発生直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

■(3時間程度～2.4時間程度)※1

役割(業務)		備考	指 定 管 理 者	大 阪 府		
				都 市 警 備 部 配 備 職 員	土 木 事 務 所 職 員	市
府民の 安全	地震発生時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の(避難)広場へ誘導 ⇒地震発生後から公園に避難してきた者も含め園内の(避難)広場へ誘導	◎	○	△	○
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	△	◎
施設 の確認	「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○	◎	△	
施設 の 保 全	園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎	○	△	
	支援部隊活動施設の避難者を外部に誘導し、施設閉鎖	○支援部隊活動施設の被害状況を確認すると共に、避難者の安全確保並びに施設外部に誘導し、施設の施設閉鎖	◎	○	△	
	必要に応じて防災関連施設を稼働	○避難者数の状況に応じて、配備職員又は土木事務所職員が災害対応型自動販売機の稼働を判断 ○防災トイレの準備(ふた開け・バージョンの設置)	○	◎	△	○
情報提供	避難状況の確認	○初期段階では、府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○	○	△	◎
	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等に対応。○避難所開設情報提供(市)	◎	○	△	◎
避難所への 誘導	公園内の避難者を避難所に誘導		○	○	△	◎
連絡 調整	被害・対応状況、避難状況について報告、連絡調整	府配備職員は土木事務所へ、市から派遣された職員は区役所へ状況を報告。また、報告を受けた土木事務所は地域連絡部へ情報伝達。避難者に関する情報については、地域連絡部より市へ直接情報提供。	○	◎	△	◎

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。

※1 地震発生直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(都市整備部配備職員・緊急防災推進員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

※ 市で準備している災害時用仮設トイレの設置については市で対応。

■(2.4時間程度～7.2時間程度)※1、※2

役割(業務)		備考	指 定 管 理 者	大 阪 府		
				都 市 警 備 部 配 備 職 員	土 木 事 務 所 職 員	市
基 本 統 計 項 目 )	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等に対応。○避難所開設情報提供(市)	◎	△	○	◎
	園内危険箇所の応急措置		◎	△	○	
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	△	◎	◎
	避難状況の確認		○	△	○	◎
	被害・対応状況、避難状況について報告、連絡調整	府配備職員は土木事務所へ、市から派遣された職員は区役所へ状況を報告。また、報告を受けた土木事務所は地域連絡部へ情報伝達。避難者に関する情報については、地域連絡部より市へ直接情報提供。		○	◎	◎

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬(消毒含む)は医療処置となる。

※1 都市整備部配備職員は任務解除後土木事務所職員に業務を引き継ぐものとする。

※2 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。

なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。

■ (72時間以降) ※1、※2

役割(業務)	備考	指定 管理者	大阪府		市
			都市整備部 配属職員	土木事務所 所内職員	
基本項目 (継続業務)	国内放送、掲示等による各種情報提供	◎	△	○	◎
	国内危険箇所の応急措置	◎	△	○	
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	◎	△	◎	◎
	避難状況の確認	○	△	○	◎
	被害・対応状況、避難状況について報告、連絡調整	○	△	◎	◎

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「素な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投棄(消毒含む)は医療処置となる。

※1 状況に応じて、土木事務所職員は指定管理者に業務を引き継ぐものとする。

※2 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。

なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。

役割分担

広域避難地マニュアル（住之江）【大地震により住之江公園が浸水することが想定される場合は除く】

（勤務時間中）

- ※ 市の体制順序・・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確保 ③広域（一時）避難地の状況確認
- ※ 各フェーズにおいて、市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。
- ※ 市の上記③体制の拠点は、公園管理事務所とする。

◎ 実施主体    ○ 協力サポート

■地震発生直後\*

役割(業務)	備考	指定 管理者	大 阪 府		市
			都市建設部 配管職員	土木事務所 所職員	
府民の安全 地震発生時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○多数の公園利用者があることから、園内放送等で「広場への移動、危険な建物から離れること、一時的に公園内に留まるよう」呼びかけを行う。	◎			



■（地震発生直後～3時間程度）\*

役割(業務)	備考	指定 管理者	大 阪 府		市
			都市建設部 配管職員	土木事務所 所職員	
府民の安全 地震発生時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の（避難）広場へ誘導 →地震発生後から公園に避難してきた者も含め園内の（避難）広場へ誘導	◎			
ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1) 医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎		◎	◎
施設の確認 「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○		◎	
施設の安全 園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎		○	
必要に応じて防災関連施設を稼働	○自家発電設備は供給電源“断”で自動運転となるが、手動運転の場合、配管職員が実施（勤務時間内は指定管理者）	◎		○	
情報提供 避難状況の確認	○初期段階では府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○		○	◎
園内放送、掲示等による各種情報提供	放送設備または掲示板等で対応。 避難所開設情報提供(市)	◎		○	◎
連絡調整 被害・対応状況、避難状況について報告、連絡調整	府配備職員は土木事務所へ、市から派遣された職員は区役所へ状況を報告。また、報告を受けた土木事務所は地域連絡態へ情報伝達。避難者に関する情報については、地域連絡部より市へ直接情報提供。	○		◎	◎

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「素な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投票(消毒含む)は医療処置となる。

■(3時間程度～24時間程度)\*

役割(業務)	備考	指 定 管理官	大 阪 府		市
			都市整備部 配備機器	土木事務 所職員	
府民の 安全	避難者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の(避難)広場へ誘導	◎	○	○
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎
施設の 確認	「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握	○	◎	◎	
施設 の 保 全	園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎	○	
	支援部隊活動施設の施設利用者等を外部に誘導し、施設閉鎖	○支援部隊活動施設の被害状況を確認すると共に、施設利用者の安全確保並びに施設外部に誘導し、施設の施設閉鎖	◎	○	
	必要に応じて防災関連施設を稼働	○避難者数の状況に応じて、配備職員又は土木事務所職員が災害対応型自動販売機の稼働を判断 ○防災トイレの準備(ふた開け・ハーreshionの設置)	◎	○	○
情報 提供	避難状況の確認	○初期段階では府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○	○	◎
	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等に対応。○避難所開設情報提供(市)	◎	○	◎
避難者 誘導	公園内の避難者を避難所に誘導	○	○	◎	
連絡 調整	被害・対応状況、避難状況について報告、連絡調整	府配備職員は土木事務所へ、市から派遣された職員は区役所へ状況を報告。また、報告を受けた土木事務所は地域連絡部へ情報伝達。避難者に関する情報については、地域連絡部より市へ直接情報提供。	○	◎	◎

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投棄(消毒含む)は医療処置となる。

※ 地震発生直後など人員配備体制が不完全な場合は、府(土木事務所職員)と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

※ 市で準備している災害時仮設トイレの設置については市で対応。



■(24時間程度～72時間程度)\*

役割(業務)	備考	指 定 管理官	大 阪 府		市
			都市整備部 配備機器	土木事務 所職員	
(基本 続 業 目 務)	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等に対応。○避難所開設情報提供(市)	◎	○	◎
	園内危険箇所の応急措置		◎	○	
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎	◎
	避難状況の確認		○	○	◎
	被害・対応状況、避難状況について報告、連絡調整	府配備職員は土木事務所へ、市から派遣された職員は区役所へ状況を報告。また、報告を受けた土木事務所は地域連絡部へ情報伝達。避難者に関する情報については、地域連絡部より市へ直接情報提供。	○	◎	◎

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投棄(消毒含む)は医療処置となる。

※ 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。

なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。

■（72時間以降）\*

役割(業務)	備考	指 定 管理者	大 阪 府		市
			都市整備部 配属職員	土木事務 所職員	
基本項目 (継続業務)	圏内放送、掲示等による各種情報提供	放送設備または掲示板等で対応。 避難所開設情報提供(市)	◎	△	◎
	圏内危険箇所の応急措置		◎	○	
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1)医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	△	◎
	避難状況の確認		○	○	◎
	被害・対応状況、避難状況について報告、連絡調整	府配備職員は土木事務所へ、市から派遣された職員は区役所へ状況を報告。また、報告を受けた土木事務所は地域連絡部へ情報伝達。避難者に関する情報については、地域連絡部より市へ直接情報提供。	○	△	◎

注1) 医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投棄(消毒含む)は医療処置となる。

※ 24時間以降の防災公園(避難地)の滞在者の対応(避難所的対応)及び防災公園(避難地)が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。  
なお、大阪府(土木事務所)は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援(増員の派遣)の要請を行うこととする。